

竹原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」

竹原市農業委員会

会長 祐本 征武

農業委員会等に関する法律第7条に基づき、竹原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり定める。

なお、この指針は3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行う。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標（現状維持）

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (R2.4)	656.8ha	65.8ha	10.0%
目標 (R5.4)	635.8ha	65.8ha	10.3%

※管内の農地面積（A）は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積。農地転用や非農地などで年間7ha減少見込。

(2) 前項の目標を達成するための具体的方法

- ・日常的な農地パトロールを実施することで新たに発生した遊休農地を把握し、振興作物（ばれいしょ、ぶどう等）の作付及び担い手等への農地集積等を推進することにより遊休農地の解消を図る。
- ・利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付を推進する。
- ・B分類に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地集積目標（年間4ha増）

	管内の農地面積(C)	集積面積(D)	集積率(D/C)
現状 (R2.4)	591ha	64.0ha	10.8%
目標 (R5.4)	570ha	76.0ha	13.3%

※管内の農地面積（C）は、耕地及び作付面積統計における農地面積。農地転用や非農地などで年間7ha減少見込。

(2) 前項の目標を達成するための具体的方法

- ・地区別の人・農地プランの実質化を推進することで、農地の集積・集約を図り、担い手ができるだけ円滑に農地を引き受けることが可能となる環境を整える。
- ・地域ごとの農地の利用の実態に配慮しながら、担い手の意向に応じて農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標（年間1名，2ha増）

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現状 (R2.4)	3名	7.5ha
目標 (R5.4)	6名	13.5ha

(2) 前項の目標を達成するための具体的方法

- ・新規参入者を確保・育成していくため、関係機関と連携し、就農相談から就農，経営定着の段階まできめ細やかに支援していく。